

○豊中市を応援するための寄附条例

平成20年12月25日

条例第44号

改正 平成21年3月31日条例第8号

平成21年4月1日条例第25号

平成28年3月24日条例第15号

平成28年3月24日条例第16号

平成29年3月23日条例第27号

平成29年12月21日条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、本市を応援しようとする個人、法人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として市の事業を実施することにより、多様な人々に支えられる本市のまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公共施設（社会福祉施設、教育施設、スポーツ施設、消防施設及び文化施設を除く。）

及び公共的施設の整備に関する事業

(2) 奨学金の貸付けに関する事業

(3) 社会福祉施設の整備その他社会福祉に関する事業

(4) 都市緑化の推進及び緑の保全に関する事業

(5) 市民公益活動の推進に関する事業

(6) 教育環境の整備その他の教育の振興に関する事業

(7) 地球温暖化防止の推進に関する事業

(8) スポーツ環境の整備その他のスポーツの振興に関する事業

(9) 消防・救急救命体制の充実強化のための事業

(10) 文化芸術の振興に関する事業

(11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(寄附金の管理運用)

第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理し、及び運用するものとする。

- (1) 前条第1号の事業 公共施設等整備基金積立条例（昭和35年豊中市条例第12号）に基づく公共施設等整備基金
- (2) 前条第2号の事業 奨学基金条例（昭和43年豊中市条例第34号）に基づく奨学基金
- (3) 前条第3号の事業 社会福祉事業基金積立条例（昭和57年豊中市条例第3号）に基づく社会福祉事業基金
- (4) 前条第4号の事業 緑化事業基金積立条例（昭和61年豊中市条例第28号）に基づく緑化事業基金
- (5) 前条第5号の事業 市民公益活動基金積立条例（平成20年豊中市条例第46号）に基づく市民公益活動基金
- (6) 前条第6号の事業 教育振興基金積立条例（平成21年豊中市条例第8号）に基づく教育振興基金
- (7) 前条第7号の事業 地球温暖化防止基金積立条例（平成21年豊中市条例第25号）に基づく地球温暖化防止基金
- (8) 前条第8号の事業 スポーツ振興基金積立条例（平成28年豊中市条例第15号）に基づくスポーツ振興基金
- (9) 前条第9号の事業 消防・救急救命基金積立条例（平成28年豊中市条例第16号）に基づく消防・救急救命基金
- (10) 前条第10号の事業 文化芸術振興基金積立条例（平成29年豊中市条例第46号）に基づく文化芸術振興基金
- (11) 前条第11号の事業 豊中市まちづくり応援基金積立条例（平成20年豊中市条例第47号）に基づく豊中市まちづくり応援基金

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、寄附金を受け入れた年度内において、前条各号に掲げる事業の財源に充てることができる。

（寄附金の使途指定）

第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄附することができる。

2 市長は、前項の規定による指定がない寄附金については、当該寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定するものとする。この場合において、市長は、当該寄附者に指定した事業を報告するものとする。

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日条例第8号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日条例第25号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第15号抄)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第16号抄)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日条例第27号抄)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日条例第46号抄)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。